

助成金交付実績報告書に必要な書類について (子育て支援グループ活動促進事業)※子ども食堂運営事業用

2020年5月

宝塚市 子ども家庭支援センター

助成金の交付時にはグループ活動における各種支払の証拠書類が必要ですが、書類の記載内容に不備がある場合は助成金の交付ができない場合がありますので、特に下記の点については、支払方法や関係書類の作成・保存等に遺漏がないように注意してください。

共通事項

【領収書について】…購入品目の明細がわかること

- ・「但し書き」には必ず購入元に明細(品名、単価、数量)を記入してもらるか、「別紙請求書(明細書)のとおり」と記入してもらい領収書と請求書がセットになるようにしてください。
- ※「事務用品一式」のような表現は不可です。

【レシート】

- ・店舗のサービスカウンター等に事前に相談し、可能な限りグループ名での領収書が出るようにお願いしてください。
- ・明細についてはレシートでもOKですが、レシート印字の文字制限上、商品目の後部が欠けている場合もありますので、その場合は欠けている部分を補足記入しておいてください。また、レシートに記された商品名だけでは購入品の内容が把握しにくい品目についても同様に、補足記入をお願いします。
- ・店舗で複数の品目を購入した場合で個人的な買い物もある場合、領収書(レシート)に個人的な買い物分が混入しないように、助成事業にかかる購入分とは分けて領収書(レシート)が出るようにしてください。

【ATMでの支払い】

- ・購入代金をATMで支払った場合、ATMの振込証だけでは領収書にはなりません。それに見合う「請求書」や「納品書」(明細の記されたもの)の写しも合わせて添付してください。

【クレジットカード払いについて】

- ・クレジットカードは「個人」の決済手段です。当助成事業は「グループ活動」に対する助成ですので、支払方法として個人のクレジットカードの使用は不適切です。便利さは犠牲になりますが、現金または振込等で、団体名の領収書が出る方法をお願いします。

【インターネット購入について】

- ・インターネットでの購入自体は、安く購入できたり納入先まで配送してもらえるという利便性もあり、その利用自体は差し支えありませんが、支払方法は、上記のとおりクレジットカード以外の方法をお願いします。

【その他】

- ・活動状況の写真を最終報告時に提出をお願いしていますが、説明不足とならないよう普段から可能な限り記録に努めてください。
- ・毎回の参加者名簿(氏名、年齢、住所(町名まで))については提出の必要はありませんが、実績報告時の根拠資料として確認させていただくことがありますので、必ず記録と保管をしておいてください。
(裏面に続く→)

(→裏面より)

個別事項

費目	事例	注意事項および添付書類
旅費	○交通費(公共交通機関)	・構成員が使用した交通機関、駅名、区間・運賃を記した明細書を作成し、グループ代表者の印を押したものを添付。
	○自家用車を使用した場合のガソリン代	・車両を利用する場合、ガソリン代として走行距離1kmにつき15円で算出した数とします。実績報告時には明細書を作成し、出発地と目的地及びその距離を記入した上で、グループ代表者の印を押したものを添付してください。
	○自家用車を使用した場合の駐車料金	・領収書が必要。 Time's等の場合、領収書に、駐車目的を補足記入してください。
消耗品費	※1品につき消費税込みの価格が1万円未満のものをいいます。1万円以上になると「備品費」となり、助成対象外となります。	
	○個人所有のプリンターを使用する場合のインク代	・印刷枚数と、印刷用紙やインクの購入状況とが、バランスがとれていること。
印刷費	※チラシ・リーフレット等、助成金対象分として印刷したものは、当該印刷物を報告時に1部添付してください	
	○資料作成・写真等で、印刷業者に依頼したり、カメラ店のプリントサービスを利用する。	
光熱水費	助成対象事業にかかるものに限る	
役務費		
(手数料)	○当事業にかかる購入品の送料 ○支払を金融機関(ATM含む)で行う場合の手数料	
(通信運搬費)	○郵送料等に、切手やハガキを購入した場合 ×利用者への郵送等は助成対象外	・購入時の領収書(レシート)だけでなく、切手やハガキをの差し引き簿(使用日・使用目的・使用数・残数がわかる一覧表のようなもの)も添付。 ※残数分は助成金から控除。
(保険料)	○傷害保険 ○賠償責任保険	・当事業にかかるものに限る ・保険証券および領収書(保険証券が領収書を兼ねていれば不要)の写しを添付
使用料及び賃借料	○会場使用料	・領収書には、使用日・使用室・時間帯が明記されていること。
	○機器借上料	・請求書や領収書に利用明細(借上品目、期間、料金)が記載されていること
弁当購入費	子どもへの提供用弁当購入費のみが助成対象(大人への提供用弁当購入費は助成対象外)	

上記のほか、判断しづらい事項がありましたら、必ず事前に子ども家庭支援センターに相談してください。